



島根県報

平成21年12月18日（金）

第2,147号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障害者福祉課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	2
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	（水産課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ 〃 ）	4
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（ 〃 ）	4

【公 告】

基本測量の実施	（用地対策課）	4
---------	---------	---

【特定調達公告】

空港用6,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の実施	（港湾空港課）	5
乳房用X線撮影診断システム購入に係る一般競争入札の実施	（病院局）	7

告 示**島根県告示第842号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	精神通院医療	平成21年12月1日
D・C・B薬局 古志原店	松江市古志原6丁目10-13	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年12月1日
くすりのファミリア浜田駅薬局	浜田市浅井町777-1 浜田駅2階	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年12月1日
浜田中央薬局	浜田市田町772-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年12月1日

島根県告示第843号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市旭町都川2535
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第844号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

「

年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.2%	年1%	年1.2%	年1.2%	年1%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

」

「

年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し付けるもの にあつては、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
—	—	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

に

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年12月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成21年12月18日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第845号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	を	に改める。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.75%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.7%以内</td></tr> </table>	年1.7%以内	年1.75%以内	年1.7%以内	年1.7%以内	年1.7%以内	年1.7%以内	年1.7%以内	年1.7%以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年1.6%以内</td></tr> </table>	年1.6%以内	年1.6%以内	年1.6%以内	年1.6%以内	年1.6%以内	年1.6%以内	年1.6%以内	年1.6%以内	
年1.7%以内																		
年1.75%以内																		
年1.7%以内																		
年1.7%以内																		
年1.7%以内																		
年1.7%以内																		
年1.7%以内																		
年1.7%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		
年1.6%以内																		

附 則

- 1 この告示は、平成21年12月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成21年12月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第846号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成21年12月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成21年12月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次

のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類及び作業地域
基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間
平成21年12月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町、美郷町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 調達内容
 - (1) 調達件名及び数量
空港用6,000立級大型化学消防車 2台
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納期限
平成23年1月27日
 - (4) 納入場所
島根県益田市内田町イ597 島根県益田県土整備事務所石見空港管理所 1台
島根県隠岐郡隠岐の島町岬町1889-12 島根県隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所 1台
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において営業種目の大分類「5 車両船舶類」中分類「(1) 車両類」に登録された者であること。
 - ウ 空港用6,000立級大型化学消防車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けたものであること。
 - (2) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

平成21年12月18日から平成22年1月12日までとする（土日及び祝日を除く。）。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成22年1月12日午後4時までに到着していること。）

ウ 提出場所及び提出方法

3(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課
電話 0852-22-5934 ファクシミリ 0852-31-6247

(2) 入札説明書の交付方法

平成21年12月18日から平成21年12月28日までの間、交付場所において交付するものとする。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限

平成22年1月27日午前11時（郵便又は信書便による入札にあつては、午前10時までに到着していること。）

イ 場所

平成22年1月27日午前10時までは(1)に掲げる場所とし、それ以降は(4)イに掲げる場所とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年1月27日午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入

札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 国庫補助事業に係る翌債承認が得られない場合は、当該入札を延期または中止する。なお、入札を延期する場合は延期理由及び延期後の入札日を公告し、入札を中止する場合は中止理由を公告する。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

2 Airport Crash Tenders

(2) Desired Date of Delivery :

January 27 , 2011

(3) Place of Delivery :

Iwami Airport Administration Office and Oki Airport Administration Office, Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender :

11:00 a.m. on January 27 , 2010

(applications by mail must be received by the prefectural office by 10:00 a.m. on January 27 , 2010)

(5) Please tender all information to :

Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5934 Fax number 0852-31-6247

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年12月18日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

1 入札の概要

(1) 調達案件

乳房用X線撮影診断システム 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成22年3月31日

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。
- (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (6) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院事務局総務経営部業務グループ
電話0853-30-6430 FAX0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成21年12月18日から平成22年1月7日までの間、3(1)の場所において交付する（交付時間は、12月29日から12月31日、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して3(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成22年1月14日 午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

3(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、基礎審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成22年1月27日 午後2時

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成22年1月27日午前10時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成22年1月27日午後1時30分までは3(1)の問合せ先とし、それ以降は3(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年1月27日 午後2時

イ 場所

島根県立中央病院 1階 会議室3

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

Digital Mammography Diagnostic system

(2) Desired Date of Delivery :

March 31 2010

(3) Place of Delivery :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan.

(4) Bid Tendering Date and Time :

2:00 PM January 27 2010

(5) Information regarding Tender :

Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 JAPAN.

Tel 0853-30-6430